令和７年４月の後見等事務報告書等の統一書式運用開始後の報酬額の実績については、適宜の時期に、最高裁から公表する予定です。本めやすは、最高裁から公表があるまでの間、暫定的に掲載を継続するものです。

令和７年４月１日　東京家庭裁判所後見センター

平成２５年１月１日

成年後見人等の報酬額のめやす

東京家庭裁判所
東京家庭裁判所立川支部

１　報酬の性質

家庭裁判所は，後見人及び被後見人の資力その他の事情によって，被後見人の財産の中から，相当な報酬を後見人に与えることができるものとされています（民法８６２条）。成年後見監督人，保佐人，保佐監督人，補助人，補助監督人及び任意後見監督人についても，同様です。

成年後見人等に対する報酬は，申立てがあったときに審判で決定されます。報酬額の基準は法律で決まっているわけではありませんので，裁判官が，対象期間中の後見等の事務内容（財産管理及び身上監護），成年後見人等が管理する被後見人等の財産の内容等を総合考慮して，裁量により，各事案における適正妥当な金額を算定し，審判をしています。

専門職が成年後見人等に選任された場合について，これまでの審判例等，実務の算定実例を踏まえた標準的な報酬額のめやすは次のとおりです。

なお，親族の成年後見人等は，親族であることから申立てがないことが多いのですが，申立てがあった場合は，これを参考に事案に応じて減額されることがあります。

２　基本報酬

⑴　成年後見人

成年後見人が，通常の後見事務を行った場合の報酬（これを「基本報酬」と呼びます。）のめやすとなる額は，月額２万円です。

ただし，管理財産額（預貯金及び有価証券等の流動資産の合計額）が高額な場合には，財産管理事務が複雑，困難になる場合が多いので，管理財産額が１０００万円を超え５０００万円以下の場合には基本報酬額を月額３万円～４万円，管理財産額が５０００万円を超える場合には基本報酬額を月額５万円～６万円とします。

なお，保佐人，補助人も同様です。

⑵　成年後見監督人

成年後見監督人が，通常の後見監督事務を行った場合の報酬（基本報酬）のめやすとなる額は，管理財産額が５０００万円以下の場合には月額１万円～２万円，管理財産額が５０００万円を超える場合には月額２万５０００円～３万円とします。

なお，保佐監督人，補助監督人，任意後見監督人も同様です。

３　付加報酬

成年後見人等の後見等事務において，身上監護等に特別困難な事情があった場合には，上記基本報酬額の５０パーセントの範囲内で相当額の報酬を付加するものとします。

また，成年後見人等が，例えば，報酬付与申立事情説明書に記載されているような特別の行為をした場合には，相当額の報酬を付加することがあります（これらを「付加報酬」と呼びます。）。

４　複数成年後見人等

成年後見人等が複数の場合には，上記２及び３の報酬額を，分掌事務の内容に応じて，適宜の割合で按分します。

以上